

府公第 号  
令和5年4月 日

都道府県 担当者宛

内閣府大臣官房公文書管理課長

### 地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書について（通知）

国においては、令和2年3月10日閣議了解等により、新型コロナウイルス感染症に係る事態を行政文書の管理に関するガイドライン（令和4年2月7日内閣総理大臣決定）第3の2（3）の「歴史的緊急事態」に該当するものとしている。

地方公共団体には、公文書等の管理に関する法律第34条により、同法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定する等の努力義務があること、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）において、地方公共団体も政府に準じた対応に努めるとされている。

今般、新型コロナウイルス感染症をいわゆる5類感染症とする方針が出されていることを踏まえ、改めて、上記ガイドライン等に基づき国で行っている対応に準じて、新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応に関する文書の適切な管理が行われてきたか御確認いただき、適切に関連文書が保存等されるよう御対応いただきたいため、以下、情報提供として通知する。

なお、都道府県におかれては、管内の市区町村にも本通知について情報提供をお願いしたい。

### 記

#### 1 国における取組について

歴史的緊急事態とは、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。

そのため、国においては、新型コロナウイルス感染症に係る事態を、この歴史的緊急事態に該当するものとし、関連する文書が保存期間を満了した際は、原則として国立公文書

館等に移管し、永久保存することとしている。

特に、政府全体として当該事態に対応する会議については、将来の教訓として極めて重要であるため、政策の決定・了解を行う会議は、発言内容等を記録した議事の記録を、そうでない会議(情報交換を行う会議等)は、活動の記録を作成・保存することとしている。

地方公共団体におかれても、当該地方公共団体において作成・管理されている関連文書は、その歴史的重要性に鑑み、公文書館等へ移管とするなど、永久に保存されることが適切であると考えられるため、国の取組に準じた対応が行われるよう、必要なルールの整備及びその庁内への周知等の措置を採られることが望ましい。

## 2 複数の地方公共団体にまたがって行われている業務等

例えば、新型コロナウイルス感染症に対応した保健所や病院などにおける事務・事業について、地方自治法第 284 条に規定する組合、又は、組合によらず共同処理を行っている場合についても、個々の地方公共団体において対応した場合と同様に、文書管理に関する責任の帰属を明確にした上で、適切に文書を作成し、管理・保存すべきものと考えられる。

上記組合等も公文書館法(昭和 62 年法律第 115 号)第 3 条に基づき、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することに留意されたい。

なお、こうした複数の地方公共団体にまたがって行われている事務・事業については、歴史的緊急事態に関する文書に限らず、いずれの地方公共団体のルールに従って取り扱うかなど、文書管理の責任の帰属が不明確なものとなると、適切な管理が行われなくなるおそれがあるため、平素から取扱いについて十分に注意いただくべきものと考えられる。

## 3 新型コロナウイルス感染症対策以外の事案について

東日本大震災に関する文書についても、将来の教訓として極めて重要であると考えられるため、歴史的緊急事態に該当することとされてはいないものの、同様に扱っていただくことが望ましい。

また、将来の教訓として極めて重要となる事案には、地域性を有するもの(特定の地域で定期的に生じている地震等)もあると考えられるため、そのような事案に関する文書についても、各地方公共団体において、適切に取り扱っていただくことが望ましい。

以上